

## ボランティアの倫理等ガイドライン

### 第1. 目的

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）施行に伴い、「独立行政法人国際協力機構役職員倫理規程」（平成16年規程（人）第28号）が定められました。また上記法律及び規程の対象外になっている国際協力機構（以下「機構」と略します。）の業務に携わる方々においてもその趣旨を理解していただき、遵守頂きたい事項を定め、「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」が策定されました。

青年海外協力隊隊員、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア及び日系社会シニア・ボランティア（以下「ボランティア」と略します。）は、国の事業として実施している以上、国民に対する責任があり、かつ国民の信頼を確保する必要があります。その意味で、本ガイドラインは、ボランティアの方々に遵守して頂きたい事項をまとめたものです。

### 第2. 適用期間

本ガイドラインがボランティアに適用される期間は、派遣前訓練／研修が開始された日から日本に帰国した日までとなります。なお、第3 1. については、帰国後も遵守いただくようお願いします。

### 第3. ボランティアとして行動する際に遵守頂きたいこと

ボランティアの派遣は、国の事業として行われています。そのためボランティアは納税者・支援者である国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはなりません。勤務時間外においても同様です。

具体的には次のような行為が挙げられます。

1. ボランティアの配属先は、任国の公的機関です。そのためボランティアによってはその国や機関の機密に属する情報に触れる場合があります。このような情報を配属先の許可なく公表してはなりません。また、任国を侮蔑する情報や、ボランティアの不名誉となるような情報を、インターネット等を通じ広めるといった行為も同様です。
2. ボランティアは、任国に滞在中、経済的な利益、見返りを求めず、また得ることもなく、自ら進んで開発途上国の国造りに自分のもてる力量を注いでいくことが期待されています。ボランティアという身分を利用して、私的利潤を得るという行為は、それがたとえ勤務時間以外であってもボランティアとしてふさわしくありません。
3. ボランティアは、機材の調達契約相手先やその可能性がある企業等から、供応接待を受けたり、金銭や物品などの贈与を受けてはならないことはもちろんですが、共に飲食や遊技、旅行を行うことは、誤解を受けかねないことから避けるべきです。

ただし、宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配付するための物の贈与を受けること、あるいは自己負担にて共に朝食・昼食をとること等は差し支えありません。

4. ボランティアは、第三者からの依頼に応じて、ボランティアとしての立場で講演、討論、知識の教授またはラジオやテレビの出演若しくはインターネットを通じた投稿をしようとする場合は、その行為に対する報酬の有無に関わらず、あらかじめ事務所等を通じ機構の了解を得なければなりません。
5. ボランティアの活動上、業務に関係ある人に対するハラスメント及びハラスメントとして誤解を受けるような行為は、本人だけではなく、日本人に対する信義を損なうこととなります。厳に慎んでください。また、国によっては慣習などの違いから慎むべき言動がありますので十分注意してください。いずれにしても、あなたの意図がどうであれ、その行為を受けたり周囲で見聞きした人が不快に感じた場合は、その行為はハラスメントになり得ることを十分に理解すべきです。  
ハラスメントになり得る言動として、例えば、別添のようなものがあります。

#### 第 4. 倫理等の管理のために

倫理保持の徹底のため、機構では、倫理監督者及びその補助のための倫理管理者を設置しています。倫理監督者は総務部担当理事が任に当たり、倫理管理者は、青年海外協力隊事務局においては事務局長が、派遣前訓練 / 研修所管国内機関および在外事務所においては所長が、それぞれ任に当たっています。

本ガイドラインに関係するかどうかの判断ができない場合は、倫理管理者に御相談ください。

#### 第 5. 本ガイドラインに違反した場合の措置

ボランティアがガイドラインに違反した場合は、合意書に基づき、派遣期間の短縮、海外協力活動の中止等を含めた措置が検討されます。

以 上

別添：ハラスメントの分類とハラスメントになり得る言動

<問合せ先>

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル 5F

独立行政法人国際協力機構(JICA) 青年海外協力隊事務局

人材育成課 訓練・研修担当

Tel:03-5226-9815 / Fax:03-5226-6379

## ハラスメントの分類とハラスメントになり得る言動

ハラスメントとは、言葉や態度によって相手に苦痛を与える行為を示します。本ガイドラインにおいては、このハラスメントを3つに分類し、それぞれのハラスメントになり得る言動を例示しました。

ただし、国によっては、これ以外にも慣習などの観点から慎むべき言動があるはずですので、在外に赴任されている方、外国人と接する機会のある方については、その点も十分留意願います。

なお、言動に対する受け止め方には個人間で差があり、本人の意図とは関係なく、ある行為を受けたり、周囲で見聞きした者が不快に感じた場合には、その行為はハラスメントになり得ることを十分に理解する必要があります。

### 1. セクシュアル・ハラスメント

#### 1-1. セクシュアル・ハラスメントとは

相手方の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事をするうえで、一定の不利益を与える、又は就業環境を悪化させること。

#### 1-2. セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

##### 1-2-1. 職場内外で起きやすいもの

###### (1) 性的な内容の発言関係

性的な関心、欲求に基づくもの

- ・ スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること。
- ・ 聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと。
- ・ 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言うこと。
- ・ 性的な経験や性生活について質問すること。
- ・ 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とすること。

性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ・ 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」などと発言すること。
- ・ 「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること。

###### (2) 性的な行動関係

性的な関心、欲求に基づくもの

- ・ ヌードポスター等を職場に貼ったり、パソコン画面にヌードの映像を表示すること。
- ・ 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること。
- ・ 身体を執拗に眺め回すこと。
- ・ 食事やデートにしつこく誘うこと。
- ・ 性的な内容の電話をかけた、性的な内容の手紙・Eメールを送ること。
- ・ 身体に不必要に接触すること。
- ・ 浴室や更衣室等をのぞき見すること。

性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ・ 女性/男性であるというだけで職場でお茶くみ、掃除、私用等を強要すること。

## 1-2-2.主に職場外において起こるもの

性的な関心、欲求に基づくもの

- ・性的な関係を強要すること。

性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ・カラオケでのデュエットを強要すること。
- ・酒席で、男性/女性上司の側に座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること。

## 2. パワー・ハラスメント

## 2-1. パワー・ハラスメントとは

職務上の上下関係や地位において上位の者が下位の者に対して言葉や態度による暴力を振るう、又は達成しえない要求を執拗に行うことを通じて精神的苦痛を与えること。

## 2-2. パワー・ハラスメントになり得る言動

- (1)職務上の上下関係や地位が上位の者が下位の者に対し、活動目標を達成できなかったこと等を理由に、「おまえはダメだ!」「やめちまえ!」などと本人の人格を否定する言葉や態度で繰り返し侮辱する。
- (2)実際の職務とは関係ない、または適正な範囲を超えて、職務上の上下関係や地位が上位の者が下位の者に対し、次に示す強要や嫌がらせの言動などを繰り返し行う。
  - ・就業後の飲食の付き合いの強要
  - ・休日のゴルフ等の娯楽への付き合いの強要
  - ・過度の能力否定
  - ・過度の責任・失敗追及
  - ・容姿や服装に対する否定
  - ・生き方(人生観)の否定、強要
  - ・性格や人格の否定

## 3. モラル・ハラスメント

## 3-1. モラル・ハラスメントとは

職務上の上下関係、地位等にかかわらず、言葉や態度によって相手方に精神的な苦痛を与えること。

## 3-2. モラル・ハラスメントになり得る言動

- (1)無視、皮肉、悪口などの言動を特定の人物に対して繰り返し行う。
- (2)相手の弱点をつき、愚か者よばわりし、それをまわりの人に繰り返し言うことで、相手の人格や価値観を否定する。
- (3)些細なミスを攻撃し、現状をどう修復していくかということよりも、取り返しのつかないミスをしたということのみを繰り返し強調する。